

議案第78号

鹿屋市国民健康保険条例の一部改正について

鹿屋市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月6日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険条例（平成18年鹿屋市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。